

一般社団法人日本歯科医学教育学会 表彰制度規程細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本歯科医学教育学会（以下「本会」という。）表彰制度規程の実施に必要な事項について定める。

(選考基準)

第2条 各賞の選考基準は、次のとおりとする。

(1) 教育システム開発賞

- (イ) 歯科医学教育の進歩発展に寄与する教育システムであること。
- (ロ) 開発されたシステムが独創的で応用性に富んでいること。

(2) 優秀論文賞

- (イ) 論文に十分な理論的背景があり、科学的根拠が備わっていること。
- (ロ) 論文の内容が独創的であり、その課題に関して更なる発展が期待できること。
- (ハ) 歯科医学教育関係の和文誌は本会雑誌と日本医学教育学会の機関誌とする。
- (ニ) 受賞当該年度において受賞者が50歳未満であり、かつ教授職に就いていないこと。

(3) 歯学教育優秀賞

- (イ) 所属機関等において、教育に関する卓越した活動を行った経歴を有すること。
- (ロ) 応募当該年度において受賞者が50歳未満であり、かつ教授職に就いていないこと。
- (ハ) 日本歯科医学教育学会等が発行する教育関係の学術誌や、それらの団体が主催する学術大会等において、研究発表ならびに本会の受賞の経験を有すること。

(4) 国際奨励賞

- (イ) 海外で開催される国際学会の採択演題で、日本の歯科医学教育に関する優れた発表内容であること。
- (ロ) 応募当該年度において受賞者が50歳未満であり、かつ教授職に就いていないこと。

(募集方法)

第3条 各賞の募集は、日本歯科医学教育学会雑誌において毎年度行い、申請書を綴じ込むものとする。

(応募手続)

第4条 各賞への応募は、次の書類を添えて理事長に提出するものとする。なお、これらの書類は返却しない。

(1) 教育システム開発賞

- (イ) 申請書（所定の用紙） _____ 1通
- (ロ) 開発したシステムの概要を説明する書類（書式自由） _____ 6通
- (ハ) 共同申請の場合は全員の同意書（所定の用紙） _____ 1通

(2) 優秀論文賞

- (イ) 推薦申請書（所定の用紙） _____ 1通
- (ロ) 応募論文の別冊またはコピー _____ 6通
- (ハ) 共著の場合は共著者全員の同意書（所定の用紙） _____ 1通

(3) 歯学教育優秀賞

- (イ) 推薦申請書（所定の用紙） _____ 1通
- (ロ) 大学内外の教育活動を説明する書類（所定の用紙） _____ 6通

(4) 国際奨励賞

- (イ) 申請書（所定の用紙） _____ 1通
- (ロ) 抄録のコピー及び演題の採択を証明できるもの。発表済みの場合は、学術大会プログラムの該当頁又は事後抄録等 _____ 1組

(選考委員)

第5条 受賞候補者を選出する選考委員会の委員は、次のとおりとする。

(1) 教育システム開発賞

応募年度の学術大会長を含む計5名の理事又は代議員とし、本会理事長が委嘱する。

(2) 優秀論文賞及び歯学教育優秀賞

計5名の理事又は代議員とし、本会理事長が委嘱する。

(3) 国際奨励賞

教育国際化推進委員会委員を含む計5名の理事又は代議員とし、本会理事長が委嘱する。

2 選考委員会の委員長は、理事とし、委員の互選によって選出する。

3 委員は、原則として応募者の所属する教室・講座等以外から選出する。

第6条 選考委員会は、応募書類を審査し、その合議により受賞候補者を選出する。

第7条 選考委員会は、理事長から指定された期日までに各賞の受賞候補者を選出し、選考経過を示す文書を添えて理事長に報告する。

(その他)

第8条 各賞の選考結果は、前条に示す選考経過とともに日本歯科医学教育学会雑誌で報告する。

2 国際奨励賞の受賞者は、次年度の学術大会会場に受賞演題のポスター掲示を行う。

第9条 副賞の内容は、本会と協賛企業等との合議により決定する。

第10条 この細則に定めるところのほかは、選考委員会で協議し決定する。

(細則の改廃)

第11条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、平成14年7月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

この細則は、平成20年7月10日から一部改正し、施行する。

附 則

この細則は、平成21年11月5日から一部改正し、施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月30日から一部改正し、施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月18日から一部改正し、施行する。